## 審査の結果の要旨

## 氏名 阪井 清志

本論文は、今後のわが国の都市構造を支えると考えられる都市内公共交通機関の整備方策を検討するため、海外主要国の都市内公共交通の制度、交通実態や運営状況を対象として、わが国も含めて比較し、わが国で充実するべき施策の方向性を示すとともに、海外主要国においてLRT等の整備推進に成果を上げている個別施策について、その成功のための要件を分析することにより、わが国LRT導入推進に向けて積極的に取り入れるべき施策を明らかにしたものである。

海外の都市内公共交通政策に関する既往研究には、海外における特徴的な個別施策や適用事例を横断的に整理したもの、鉄道や交通計画などの特定分野に焦点を当てて各国の制度を整理したもの、一つの国の特徴的な個別施策を分析したものがあるが、必ずしも制度的背景も含めた国際比較が十分ではなく、また、個別施策についても制度や施策の背景まで含めて比較分析した研究がない状況にある。

そこで、本研究は、海外主要国としてアメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、フランスの4カ国を取り上げ、都市内公共交通政策に関する制度(法制度、助成制度)、公共交通の運営状況、交通実態に焦点をあてて、1)法制度、助成制度、制度運用マニュアル、解説書、都市圏交通計画の事例、整備効果報告書などの資料収集・分析、2)都市交通実態調査報告書、都市交通統計、運営収支統計、運営収支報告書・補助金報告書、年次業務報告書、施設整備効果資料の統計データの収集・分析、3)都市交通所管中央省庁、自治体/自治体連合(交通計画担当など)ならびに交通事業者に対する現地ヒアリング調査を展開し、それらを我が国も含めて横断的に比較することにより、制度的背景を踏まえた国際比較、制度や施策の背景まで含めた比較分析を行った。

本論文は、七章構成である。第1章では、研究の背景を整理し、研究対象と調査対象国を選定した上で研究内容と方法を明確にした。第2章では、海外主要国の法制度、助成制度、役割分担・費用負担、公共交通事業の運営状況について比較分析した。第3章では、LRT等の基幹的公共交通機関を導入する際に、その効果を最大限に発揮させるためには総合的な交通計画が鍵となることが想定されるため、各国の都市圏交通計画を対象として、仕組み、策定内容、効果などついて、比較分析した。第4章では、各国で実施されているパーソントリップ調査から、代表交通手段に関する機関分担率の経年変化などを分析し、各国の都市内公共交通政策の効果について比較して考察した。第5章では、わが国での導入が期待されているLRTを取り上げ、各国における整備状況、運営状況について比較し、日本における施策推進のための留意点について考察した。第6章では、各国が取り組んでいるLRT等の導入推進に資する特徴的な個別施策について、背景、施策の内容、施策を支える仕組み、関係機関の役割分担、整備効果を分析することにより、日本への適用可能性および留意点について考察した。第7章は以上の分析を踏まえた全体のまとめである。

全体の主要な結論は以下のとおりである。

- 1) 都市内公共交通の仕組みは、民間事業者が商業採算制の下で供給するイギリス・日本と、行政が提供責任者となっているアメリカ合衆国・ドイツ・フランスで大きく異なる。
- 2) フランスでは、計画・事業・運営を統括する都市圏交通局の貢献と潤沢な地方財源や低廉な 運賃が、ドイツでは、長年にわたる路面電車の近代化投資による密度の高いLRTネットワーク の維持・拡張がLRTの成功要因となっているが、日本とは前提となる条件が異なる。
- 3) 公共交通機関の分担率は、日本の大都市圏では海外の大都市圏と比較して同等かためであるが、地方都市圏では4%~7%とフランスやドイツの同規模都市と比較して低い。今後の日本の課題として、大都市圏の都市内公共交通利用の高水準を維持することと、地方都市圏の公共交通機関の分担率を向上させることが重要である。
- 4) 利用者の減少が顕著な日本の地方都市では、自由化先進国のイギリスに習い、公共公益性から必要な交通サービス供給について、行政側が発意する公民連携方策の充実が不可欠である。
- 5) 日本におけるLRTの導入・活用には既存ストックの活用や行政と民間事業者との連携が必要であり、トラムトレイン、イギリスの公民連携方式(運行委託形式、バス協定、共通乗車券スキーム等)、アメリカ合衆国のTODなどは有効な施策となりうる。

審査会では、これらは、独自の資料・情報に基づき、論理的に組み立てられた論考による結論であり、わが国の公共交通政策、特に、LRT導入推進を進めるにあたって、有用な知見を明らかにした優れた論文であると評価された。なお、個別に言及はできないが、各章の中に独自の分析に基づく有用性の高い図表、ならびに結論が含まれている。

したがって、本論文は、審査委員全員一致で、博士(工学)に値するものと判定した。

(2,000字)